

笑1. 設問1についてまずはこれから検討する事実についてはじめに指摘しましょう。

1. 甲は、Bに対し、Aからの債務を返済しないとBやその家族に危害を加えると暴力団員を装って脅けており、これは人を恐怖させるに足りる害悪の告知であり、恐喝罪(249条)にいう脅迫にあたる。

Bは錯誤ではなく**畏怖が決定的な動機**となって600万円の預金を甲の義の預金口座に送金するという行為を行っており、当該預金債権を客体とする利益恐喝罪(249条2項)が成立する。ここは、詐欺罪との関係について述べている部分かと思うので、その趣旨をはっきり記載し

ただ、債権分を公金600万円分全体が被害となる立場(①)からは、

甲がAの代理でBに対する債権を回収するという権利行使の一環として、

行為したにせよ、その際にBに危害を加える旨伝え恐怖させており、そのおそれでの権利行使は正当なものと認められないので、債権を超過する部分だけでなく、送金した600万円分の預金債権を客体とする利益恐喝罪が成立するとの説明が考えられる。説明OKです。

2. 他方、Aの債権分を除いた100万円のみを被害教ととらえる立場(②)

からは、元々、BはAに対する500万円の債務履行を遅滞しており、甲はAからの依頼に基づき、その債権回収を代行しているため、甲がBから受取った600万円のうち500万円分については正当な権利行使に基づいて受取ったものであり、

説明OKです。

被害とみるにはできないが、これを越える100万円分の受取については権利行使の範囲内と認められ、ために財産的被害とされる、との説明が考えられる。

3. 私見では、甲はAから債権回収を依頼されており、Bによる債務返済行為と

される限りで、一見、財産的被害はないようにも思われるが、甲はBに暴力団員であると思わせ、自家家族に危害を加えられるのではないかの脅威を告知して脅迫し恐怖させた結果、そのおれを決定しており、そもそも甲は自らの借金返済に利用する目的でAからの依頼を口実として利用しており、取立てとして許容される行為ではなく、正当な権利行使とは認められない。

説明OKです。

したから、Bから受けた600万円の口座送金の全部について、口座に
送金した600万円の預金債権を客体とする利益毀滅罪が成立する、

結論部分まで説明できておりOKです。

第2. 設問2について

1. 甲がAに服用させた睡眠薬が一般的には人を死亡させる危険性ほ

なかったとの事実から、甲がAに睡眠薬を飲ませた行為はあくまで準備行為
であって、いまだ殺人の実行の着手とは認められず、準備にとどまり、そこから
結果が生じたとしても殺人既遂罪は成立しない、OKです。

2. 因果関係の判断に際し、一般人が認識・予見可能な事情と、行為者

まず事実を指摘
しましょう。

が認識・予見していた事情とを判断基準に相当性を判断する折衷的相当因果
関係説によれば、甲がAに服用させた睡眠薬はそれ自体、一般的には人が
死亡する危険性のないものであり、Aに特異な持病があったことは一般的に
認識できず、またそのことを甲も知らなかったとの事実から、Aがこの睡眠薬を
服用して僅か後に死亡するという相当性が否定され、刑法上の因果関係
が否定されるので、殺人既遂罪は成立しない、説明はOKです。

3. 甲はAをあくまでガス中毒で死亡させる計画であって、それ以前に飲ま
せた睡眠薬は一般的な処方薬で死の危険も認識できず、これはAが

OKです。

摂取しても死亡することはないと思っていたという事実から、睡眠薬をAに
飲ませた段階では、A死亡の認識・認容がなく、甲に殺人既遂の
故意が認められないため、殺人既遂罪は不成立との結論になる。

第3. 設問3について

1. Bから振り込まれた金銭について

どの行為について、どんな犯罪について検
討をするのかを先に説明できると良いで
す。

甲がBから自己の口座に入金させた600万円は、喝取したものであるが、
Bが自らの意思で送金したものであり、Bから取立てを委任された500万円の
所有権は送金によってAに移転する。また、預金相当額の金銭を法律上
支配する状態にあることから、600万円の預金による金銭の占有は甲に帰属する。

犯罪により取得したお金である点についてはどう評価できるでしょうか。

したがって、甲はB銀行との関係では正当な預金債権者であり、少額預金に対する私度行為はたしかに喝取金と資本としているもの、銀行の私度判断の基礎となる重要な事項を偽造したとはいえないため欺罔行為には該当せず、詐欺罪(246条1項)は成立しない。ただし、このうち500万円分の預金による金銭は、Aから債権回収を依頼されたために甲が占有しており、自己の占有する「他人の物」である。にもかかわらず甲は、所有者であるAの委託の趣旨に反し、自己の借金の返済のために使うという不法領得の意思に基づいて、これを引き出して消費するという権利者でない人として占有しており、横領行為が認められる。甲はこれを認識しつつ行為しているため、故意も認められ、Aに対する委託物横領罪(252条)が成立する。

100万円については既にBとの関係で2項強盗罪が成立しており、評価はこれに尽き、別罪を構成しない。

ここからは被害者など、検討する事実が変わるため、別の項目だてをしたほうが良いです。

丁寧に考察できています。

なお、甲がAに対し、Bから受領した500万円につき、まだ返済してもらっていないとの虚偽の事実を申告し、10日間その支払いを逃けている点については、一時的に督促を免れた点にすぎず、2項詐欺罪(246条2項)にいう財産上の利益とは認められないために同罪は成立しない。

2. Aの死亡と2項強盗殺人罪(240条後段)の成否について

事実の指摘はOKです。

甲は、500万円の返還を免れようとする目的でAを殺害しようと決意しているが、債権者も殺害する場合に2項強盗殺人罪が成立するためには、行為者が財物移転と同視できる程度の現実的・具体的利益を得るに必要である。

まずは要件を立てましょう。

検討事項等は正しいのですが、規範と当てはめ、何について論じているかがわかるように整理しましょう。

甲の返還すべき金銭についてはA、Bの他に知る人もなく、またAに相続人もいないため、Aが死亡した段階で、甲は500万円の返還を免れるという現実的・具体的利益を得るものといえる。甲は睡眠薬をAのワイングラスに投入して(※1行為)、睡眠薬で眠った後、直ちに車内にある薬剤を取り戻った上でA室内で毒ガスを発生させ、これをAに吸わせる殺害する(※2行為)計画で

検討内容は
OKです。

あった。A殺害の着手としての睡眠薬投与は甲への利益を得るため、Aの
反抗を抑圧する究極の手段であるので、強盗罪(236条)という暴行に含まれる。

Aが眠っているのは毒ガスの吸引は非常に困難となるため、第1行為は第2行為
を容易にするために必要不可欠なものであり、またAを眠らせた後、A宅に隣接

する駐車場にある車から薬劑を取りに戻って毒ガスを発生させる間には、障害と
なるような事情も特に認められず、家と車は時間的、場所的にも密着している

ので、第1行為時点でAの死亡と甲への利益移転の現実的危険性が生じており、
甲には2項強盗殺人罪(240条後段)の実行の着手があったといえる。

さらに、Aは睡眠薬の作用で臓器疾患が急激に悪化したことが死因と
なっており、睡眠薬のもつ危険性がAの心不全という死亡結果に現実化

しているといえるので、第1行為とA死亡との間の因果関係も認められる。

これは甲の計画とは異なる因果経過をたどってはいるが、甲がAの死の
認識をもって第1行為を行なっている以上、故意は否定されない。

また、途中、甲は自らの意思で第2行為を止めてはいるものの、すでに

第1行為時点で強盗殺人の実行の着手が認められ、甲にはA殺害に
よって利益を得るという認識・認容があり、そこから結果が発生している以上、

2項強盗殺人罪が成立する。

3. Aの時計持ち去りと窃盗罪(235条)の成否について

甲はAをえらうとした際に、A所有の高級時計を持ち去っているが、第1行為
時点では時計の存在に気づいておらず、持ち去りは既に生じていた昏迷状態

を利用しているだけなので、~~窃盗罪~~²³⁹ 自暴強盗罪(239条)とはならず、また新たな

暴行・脅迫もないので強盗罪(236条)とはならない。ただし、この段階では、

Aはまだ死亡しておらず、眠っているだけなのでA宅にあり、Aに時計の

占有がある。「他人の財物」であるAの時計をAに無断で自己の所有物として

占有を取得している。甲はこれがAの時計であることと認識して持ち去っているので、

OKです。

故意があり、これを換金する目的で行っているため不法領得の意思も認められ、窃盗罪(235条)が成立する。 OKです。

4. 罪数について これについては触れなくて良いことになっています。

以上の各罪につき、甲には、Bに対する2項強盗罪が成立し、

Aに対しては委託物横領罪、さらにまたその後のAに対する2項強盗殺人罪と窃盗罪とは同一被害者に対し同一の機会になされているので包括して2項強盗殺人罪一罪として評価し、以上3つは併合罪(45条)の関与に立つ。

次 上